

沖縄県後期高齢者医療広域連合 主管課長及び担当者会議

質疑応答内容

総務課（予算関係）

質 問 1

令和 6 年度と令和 7 年度の特別会計歳出 2 款 保険給付費を比較した場合、減額となっている理由について。

回 答

新型コロナウイルスの受診控えの反動により、令和 4 年 9 月頃から給付費が大幅に増加した結果、令和 6 年度予算は、給付費の不足を考慮し増額しております。

現状は、令和 5 年 9 月頃から給付費の増加は落ち着き、令和 6 年度現在の 1 人当たり給付費は、令和 5 年度とほぼ同程度に推移しています。

令和 7 年度予算の算定については、新型コロナウイルスの感染縮小に伴う減となっております。

質 問 2

保険給付費が当初の見立てよりも減の状況とのこと。後期高齢者医療保険料算定時の保険給付費も同様の状況であるならば、（収納率はさて置き）保険料は黒字となる見立てか。

回 答

黒字を見込んでおり、剰余金が生じた場合は、次年度へ繰り越し、財政の不足が見込まれる場合に備えて基金へ積立てる予定となっております。

質 問 3

特別会計歳出 2 款 保険給付費の増減額△33 億円に対し、歳入の 1 款中、保険料等負担金は 15 億円増、2、3 款（国庫支出金、県支出金）の補助金額は

42 億円減となっている。予算編成にあたり、保険給付費に対する被保険者及び国県の法定負担割合は勘案されているのか。

回 答

歳入の国庫支出金等補助金の算定については、歳出 2 款の保険給付費に基づき算定を行っていますが、予算計上を係数、実績等を用いり算定しているため、歳入歳出の比率を昨年度と比較した場合には、諸条件の違いから同程度とはならず差異が生じております。

質 問 4

歳入 1 款保険料等負担金が約 15 億増となっている理由はなにか。

回 答

歳入 1 款 保険料等負担金の算定については、被保者の伸び率、所得の伸び率等を考慮して算定しております。

質 問 5

会議開催方法について、移動に係る時間やコストを縮減し、業務の効率化を図るため、オンラインまたはハイブリットによる開催を検討していただきたい。

回 答

リモート会議の開催については、事務費及び構成市町村職員の負担軽減が図られることから今後検討していきたいと考えております。

管理課（資格関係）

質 問 1

有効な被保険者証を有する被保険者から、減額証・限度証を求められた際にこれまで同様に発行を行ってよいか。

回 答

減額証・限度証については、有効な被保険者証がある場合に限り、交付を行うことは法律上可能であるが、資格確認書への併記のほうが、1枚で資格情報、区分情報の確認がとれるため、被保険者にとって利便性が高い。そのため基本的には、資格確認書交付申請にて任意記載事項併記の受付を行ってほしい。

質 問 2

マイナ保険証の登録状況はどのように確認すれば良いか。

回 答

暫定運用期間中は、広域連合から別途提供する Excel データにて、登録済みの対象者の確認をお願いします。履歴に含まれない対象者は、登録未済又はデータ作成時点で当広域の被保険者ではなかった方となります。

質 問 3

配布物に証カバーがあるが、前年度にはなかったと思うが、今回入っている理由があるのか。また、証カバーを封入する必要性があるのか。

回 答

証カバーについては、3年に1度の年次更新時に封入している。そのため、次年度の封入物に記載しています。また、証カバーについては、各市町村からの出庫依頼も多く、資格確認書の材質（上質紙）から考慮しても、現時点では必要性があると考えています。

質 問 4

送付物に「①資格確認書」と「②資格情報のお知らせ」の両方が記載されているが、どちらも封入するのか。

回 答

同ページの下部を見ていただくとわかると思うが6点（①③⑤⑥⑦⑧）又は5点（②④⑤⑥⑦）封入なので、「①資格確認書」と「②資格情報のお知らせ」のどちらかを封入することとなります。

質 問 5

今週中にマニュアルを配布予定と説明があったが、申請書等の様式も変わるのか。

回 答

申請書等の様式も変更する。様式については、今月中に広域ホームページの市町村専用ページを更新予定です。

管理課（保険料関係）

質 問 1

現年度（令和6年度）の収納率が対前年度と比べて落ちている。12月2日以降、短期証も発行出来なくなり、現行の法整備の中では保険料を納めなくても保険給付を受けられる事ができると分かる者が出てくると思う。広域連合としてはどう考えているのか。

回 答

保険料滞納を理由に、資格確認書（特別療養費）が交付されていない限り給付の制限を行うことはできない。広域では、滞納整理のフローチャートを作成中であり、出来上がり次第、市町村へ提供を行う予定。市町村担当者においては、本資料を参考に収納対策に取り組んで頂きたいと思います。

質 問 2

収納率向上を行うため対前年度と比較して、UPしている市町村があればどのような方法で行っているのか、情報提供をお願いしたい。

回 答

毎月の収納状況報告依頼の際に、前月の対前年度同月の全市町村実績を添付している。令和6年度でみると、保険料率改定等により普通徴収が伸びていない状況。UPしている市町村では、督促や電話催告、臨戸訪問等で納付を促しているとの回答がありました。

質 問 3

保険料率の設定は2年毎に行われる。保険料率を決定する時には被保険者数、医療給付費の総額及び目標収納率の設定を行うことで算出していると思う。目標収納率は沖縄県全体の目標収納率なのか。もし沖縄県全体の目標収納率であれば、システムを使用して市町村別目標収納率が作成可能であれば、提供してもらいたい。

回 答

予算時における目標率は、広域全体として算出している。システムにて、市

町村別に目標収納率（額）を作成することができません。令和6年度の目標収納率（額）は99.24%で、目標収納額は15,628,495,023円となっています。

質 問 4

収納率向上のために、研修会等を予定しているか。

回 答

令和7年度予算要求において徴収事務研修会を計上しています。

事業課（給付関係）

質 問 1

口頭で説明した２点（海外療養費における渡航目的の聞き取り、各種申請書の整理）について、担当職員へ回覧したいので資料が欲しい。

回 答

資料を作成し、各市町村へ送信します。

質 問 2

公金受取口座の運用について、運用を見送る理由に書いている振込不能の増加などが解消されない限り、沖縄県では導入しないのか。

回 答

振込不能などの増加については、導入する以上付きまとう問題だと認識しているので、それが理由で導入しないという訳ではない。公金受取口座の一括照会ができるようになってから６か月ほどしか経っていないため、他の問題が出てこないか動向を注視している状況です。

その他の意見

海外療養費における渡航目的の聞き取りについて

支給決定するのは広域連合であるため、不支給決定を市町村の窓口で行わせるのは、トラブルが発生するのではないか。口頭でのやり取りよりも、渡航目的が分かる書類等の提出を行った方が、言った言わないを避けられるのではないかと。

事業課（保険事業関係）

質 問 1

長寿健診受診券の発送業務を構成市町村が行う根拠について

回 答

高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」という。）第 48 条、同法施行令第 2 条、同法施行規則第 6 条及び第 7 条で記載のある事務については、市町村で担任する事務と規定されております。それ以外の事務を処理するため、「都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下、「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。」とされていますが、それ以外の事務を後期高齢者医療広域連合組織のみで実施するものでなく、後期高齢者医療広域連合が市町村と連携して実施するものと理解します。

また、高確法第 125 条第 4 項において、「後期高齢者医療広域連合は高齢者保健事業を行うに当たっては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、地方自治法第 291 条の 7 に規定する広域計画に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。」とされており、令和 5 年 4 月改定の沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画において

（5 広域連合及び構成市町村が行う事務）の中で広域連合及び構成市町村の役割分担を表で示しております。その表中の高齢者保健事業の項目があり、構成市町村が行う事務に下記表記があり、長寿健診受診券発送業務についても市町村の実施としております。

- ・健康診査の実施等、地域の特性を踏まえた高齢者保健事業の実施。

質 問 2

長寿健診受診券の発送業務の予算措置について当該事務の収入及び支出に係る一般会計及び本特別会計の会計区分、款項目節細節の予算科目区分については、市町村間で統一的な対応について

回 答

高確法に明示のある事務であります。令和 7 年度から実施する市町村側負担の通信運搬費部分についての後期高齢者医療広域連合側からの負担金支出については 18 節で実施する予定であります。歳入費目については各市町村で財政担当部署と調整して決定いただくようお願いします。

質 問 3

令和7年度用（3月発送）の受診券発送について、広域側の報告が遅く予算計上出来ていない。令和7年5月発送となると、4月、5月に受診出来ない方も出てくるが、健診事業は大事と言いながらこれについてどう考えるのか。

回 答

受診券発送の費用負担については、令和6年度は当初予算に計上しておらず、公平性の観点からも昨年度のような対応は問題があると考えております。当該費用負担については、令和7年度の予算からの対応となりますので、令和7年3月発送については広域としては対応する事が出来ません。

4月、5月に受診出来ない方が出ることは、残りの月で被保者の方がより受診しやすい環境づくりや、より一層の周知・広報など受診勧奨に務めていただき、受診率などに影響がないよう取組んでいただきますようご協力の程よろしくお願いいたします。